

○国立大学法人東北大学個人情報開示・不開示審査基準

令和4年4月6日

総長裁定

この審査基準は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき本学がその保有個人情報について開示又は不開示を決定する場合の基本的な考え方を示すとともに、不開示情報と考えられるものを例示することにより、本学において開示又は不開示の決定を行う上での必要な指針とするものである。

具体の開示又は不開示の決定に当たっては、この審査基準のほか、対象となる保有個人情報の内容及び利用目的に則し情報公開・個人情報保護審査会の答申や個人情報保護に関する訴訟の判決等を参考にしつつ、個別具体的かつ厳正に行うものとする。

なお、この審査基準は、今後の実績を基に逐次事例の追加等を行うものとする。

1 本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報（法第78条第1号）

本人に対して当該本人に関する保有個人情報を開示するものであり、通例は本人の権利利益を害するおそれはないが、開示が本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある場合、開示請求者が法定代理人であるとき、本人の意思に反する開示を求めた場合など、開示が必ずしも本人の利益にならない場合は不開示とすることができる。

【不開示と考えられるものの例示】

1 本人が親である法定代理人に成績報告を希望しない場合

・成績に関する情報

2 虐待の告発等の学生本人に関する情報を親が法定代理人として開示請求する場合

2 開示請求者以外の個人に関する情報（法第78条第2号）

開示請求に係る個人情報の中に、本人以外の生存又は死亡した第三者（個人）の情報が含まれている場合で、開示することにより当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

1) 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

2) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

3) 当該個人が公務員等（国家公務員、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

【不開示と考えられるものの例示】

1 本人以外の者の住所、電話番号、電子メールアドレス

2 懲戒処分関係情報で本人以外に処分を受けた第三者個人の情報

3 本人以外の特定疾病患者に関する情報

3 法人等情報（法第78条第3号関係）

法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

- 1) 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- 2) 独立行政法人等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

**【不開示と考えられるものの例示】**

1) の例示

- ・ 試験問題の作成や印刷を請け負っている法人名
- ・ 営業妨害等の法人の利潤追求という目的が阻害されるおそれがある情報
- ・ 受託研究（治験研究）及び共同研究の相手方法人名、又はこれら法人から提供された研究上のノウハウ、企画立案等の企業戦略情報
- ・ 工事請負者施行成績に関する情報

2) の例示

- ・ アンケートの回答等で公にしないとの条件付きで調査、研究に協力した法人名

4 審議検討等情報（法第78条第6号関係）

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、

- 1) 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの
- 2) 不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの
- 3) 特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

ただし、これらの情報のすべてが不開示情報となるわけではなく、いずれについても「不当に」という限定が付されていることに十分留意するものとする。

**【不開示と考えられるものの例示】**

1) の例示

- ・ 報告、答申等で現在検討・審議中のものの記録
- ・ 学部、学科等改組で現在検討中のものの記録
- ・ 人事選考（採用、昇任等）の記録

2) の例示

- ・ 入試制度改革（出題科目変更案等）に関する情報

3) の例示

- ・ キャンパス移転候補地（地方公共団体との交換文書等）に関する情報

・ 機種選定や仕様策定に関する情報

5 事務・事業支障情報（法第78条第7号関係）

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

- 1) 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれのあるもの
- 2) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのあるもの
- 3) 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれのあるもの
- 4) 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれのあるもの
- 5) 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれのあるもの
- 6) 人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれのあるもの
- 7) 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれのあるもの

上記1)～7)は、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人に共通に見られる事務・事業情報のうち、開示すると当該事務・事業の適切な遂行に支障を及ぼすことがありうるものの具体例を例示したものであり、上記に例示された事務・事業以外であっても、「当該事務又は事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は、同様に不開示情報に該当する。

ただし、上記の「支障」や「おそれ」は、抽象的、名目的なものでは足りず、実質的に法的な保護に値する程度のものでなければならない。

【不開示と考えられるものの例示】

3) の例示

- ・ 学部入試、推薦入試、大学院入試等の出題者名

4) の例示

- ・ 入札前の予定価格、積算内訳
- ・ 大学が当事者となっている訴訟（医療過誤訴訟等）に関する情報

5) の例示

- ・ 研究の独創性、独自性、着眼点など研究者の優先権やプライオリティに相当する情報

6) の例示

- ・ 発表前の人事異動に関する情報
- ・ 発表前の人事選考（採用、昇任等）に関する情報
- ・ 勤務評定に関する情報